



# 憲法改正 「絶好の契機」？

東京大学教授 石川健治

(憲法学)

# 加藤勝信官房長官

## 2021年6月11日午後記者会見

- 加藤官房長官

大地震等の緊急時において、国民の命と安全を守るため、**国家や国民がどのような役割**を果たし、**困難を乗り越えるべきか**、そして、**それを憲法にどのように位置づけるか**、といったことは、きわめて大切な課題であるというふうに考えていることを申し上げ、また、**新型コロナによる未曾有の事態**を全国民が経験し、緊急事態の備えに対する関心が高まっている、この現状において、議論を提起し進めることは、**絶好の契機**であると考えております。国会において、憲法審査会、また民間の方々の間においてもですね、こうした観点について建設的なご議論、ご提言がされることを、大いに期待したいと考えております。

# 加藤勝信官房長官

## 2021年6月11日午後記者会見

- 加藤官房長官

絶好の契機というのは、絶好の機会と言いますか、そういうタイミング、ということであります。

あの、これはまあ既に、そうした私も参加された場においてもですね、そういったご意見も出てきた、出ていたわけでもありますから、まさにこうしたことを踏まえて、どう考えて、どう考えていくのかということでもありますから。どう考えていくのかということ、まさに考えて頂く、そうした一つのタイミング、機会であるというふうに考えております。

# DER EINFLUSS VON PROGNOSEN AUF DIE RECHTSPRECHUNG DES BUNDESVERFASSUNGSGERICHTS

Inaugural-Dissertation  
zur Erlangung der Würde eines  
Doctor juris utriusque  
der Hohen Juristischen Fakultät  
der Bayerischen Julius-Maximilians-Universität  
zu Würzburg

vorgelegt von  
Thomas Bach  
aus  
Würzburg

Würzburg 1983



## コロナ禍と 憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

草案段階では2項のみ、衆議院で1項が追加

## コロナ禍と 憲法

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## コロナ禍と 憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、

人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

第22条 何人も、**公共の福祉**に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

移動の自由  
営業の自由

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、**公共の福祉**に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

公共の福祉 (salus publica)

neccesitas

必然性 (自由・対・必然)

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

公共の福祉 (salus publica)

neccesitas

~~必然性 (自由・対・必然)~~

自由とその例外

例外状態における必要性

緊急性

緊急の必要

(緊要性)

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

元来は違法な行為について、  
緊急事態を理由として  
違法性を阻却する  
(合法性を正当化する)  
市民社会の法理

正当防衛 と 緊急避難  
(正・対・不正) (正・対・正)

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

元来は違法な行為について、  
緊急事態を理由として  
違法性を阻却する  
(合法性を正当化する)  
市民社会の法理

正当防衛 と 緊急避難  
(緊急防衛・緊急救助)

緊急事態における国家行為

←市民であれ公務員であれ政府であれ  
わけへだてなく市民社会の法理として  
の緊急避難の法理を適用すべき

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

正当防衛 と 緊急避難  
(緊急防衛・緊急救助)

緊急事態における国家行為

←市民であれ公務員であれ政府であれ  
わけへだてなく市民社会の法理として  
の緊急避難の法理を適用すべき

公共の福祉と  
緊急の必要  
(緊要性)

正・対・正

政府は、緊急事態を理由とする特別措置を行うことができるが、事後的に違法判断を受けるとリスクは覚悟する

緊急事態の法理と  
緊急事態条項



客観的緊急事態における人身の自由  
の停止をめぐってイギリスで発達した  
客観的緊急事態理論

- いかなる独裁権力をも想定しない
- 緊急事態であるか否かの評価は、政府の確信にではなく、裁判所の第三者的判断に委ねられるが、議会のみが法律をつくって免責することができる
- 裁判所ないし議会の判断基準は、緊急事態の存否をめぐる客観的な基準である。

緊急事態の法理と  
緊急事態条項

フランス復古王政において主観的  
緊急事態理論に変質（1814年の  
シャルト Charte ≠ Constitution）

- ・ 憲法を根拠に独裁権力をつくる
- ・ 政府による緊急避難の（市民に対する）特権化
- ・ 緊急事態についての主観的確信で足りる

⇒ 君主制原理に基づくドイツ領邦国家  
の憲法 ⇒ 大日本帝国憲法へ

# 緊急事態の法理と 緊急事態条項

第8条天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第14条天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第31条本章ニ掲ケタル条規（臣民ノ權利義務）ハ戦時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

# 緊急事態の法理と 緊急事態条項

たとえばフランスのロックダウンは、法律に基づき、裁判所の審査をかませた、客観的緊急事態理論に基づいて行われている。

緊急事態条項（首相が決める）とは  
緊急事態対応（強制力の有無）とは  
全く別問題。

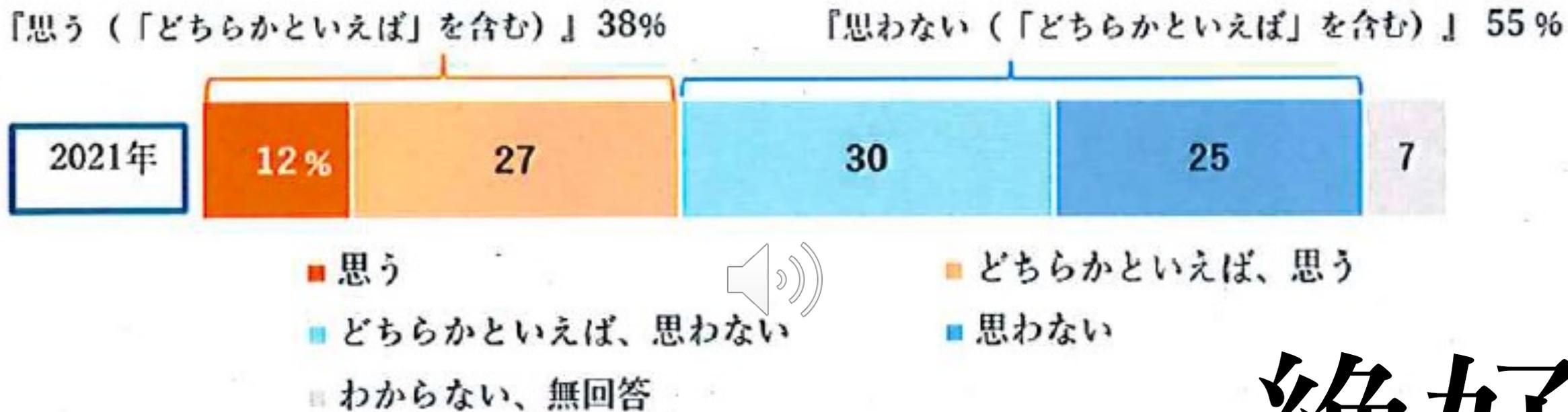
緊急事態の法理と  
緊急事態条項

必要なのは  
「海図（チャート）」と  
「羅針盤（コンパス）」（権左武志）

「将来予測（プログノーゼ）」  
（トーマス・バッハ）

「船長に舵取りを一任する」ことでは  
ない

図 11 新型コロナで憲法の権利損なわれたと思うか



人権問題としての  
自覚の薄さ



緊急事態宣言と  
緊急事態条項の混同



絶好  
の契機



# 憲法改正 「絶好の契機」？

東京大学教授 石川健治

(憲法学)